Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和元年 9月19日 国土交通政策研究所

自家用有償旅客運送、許可又は登録を要しない運送を行う団体の特徴等を把握

~ 「高齢者の移動ニーズに対応した旅客輸送サービスに関する調査研究」の公表~

国土交通政策研究所は、高齢者の移動二一ズに対応した旅客輸送サービスに関する調査研究を行いました。自家用有償旅客運送や許可又は登録を要しない運送を行う NPO 等の団体を対象にしたアンケート調査等を行い、団体の運営の実態や課題を把握し、持続可能なサービスを行う為の工夫等について検討しました。

(1)調査研究の背景と目的

近年、高齢化が進展し、公共交通機関の維持や活性化を更に図っていくことが必要であるが、それを補完するボランティア団体や地域の助け合いによる輸送サービスの提供も今後重要性を増すものと考えられる。本調査研究は、NPO 法人等が実施する旅客運送サービスに関して、自家用有償旅客運送や許可又は登録を要しない運送の運営の実態や課題を把握し、持続可能なサービスを行うための工夫等について検討すること等を目的に行った。

(2)調査研究の内容

- ○自家用有償旅客運送、許可又は登録を要しない運送を行う NPO 法人等の団体を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施した。
- 〇法的位置づけ等に基づき類型化を行い、類型毎の特徴、課題、持続可能となるための取組等に ついて把握した。
- ※結果概要の総括については、別紙をご覧ください。また、本調査研究の報告書は下記 URL からご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/pri/houkoku/gaiyou/kkk152.html

※ 自家用有償旅客運送

過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、例外的に市町村や NPO 法人等が自家 用車を用いて有償で運送できることとする制度

※ 許可又は登録を要しない運送

地域の移動手段の確保のため、道路運送法の許可又は登録を要しない助け合いによる運送。 (収受することが可能な範囲は、運転者が実際の運送に要するガソリン代、道路通行料、駐車 場料金、自発的な謝礼)

<お問い合わせ先>

国土交通省 国土交通政策研究所(中央合同庁舎 2 号館 12 階)岩元、竹内、金子

電話: 03-5253-8111 (内線 53838) / 03-5253-8816 (国土交通政策研究所直通)

FAX: 03-5253-1678 Mail: pri@mlit.go.jp URL: http://www.mlit.go.jp/pri/

調査研究の要旨(一部)

- 〇公共交通空白地有償では、地域住民などの要望、行政や社会福祉協議会などの勧めにより運行を開始した団体が半数近く、行政や社会福祉協議会から輸送サービスに対して補助等助成金を受けている団体が 6 割強存在する。
- 〇福祉有償運送は、行政や社会福祉協議会と金銭的な関係がないとする団体が約半数であり、最も大きい収入が運送対価である団体が約6割である。
- 〇福祉有償運送のうち輸送サービスより収入の大きな事業・活動がある団体では、団体の他の事業・活動の人材・車両を輸送サービスに活用するとした団体で3年後の見通しについて継続が可能と回答する傾向がみられた。
- 〇福祉有償運送のうち輸送サービスのみ若しくは輸送サービスが最も大きな収入の団体では、利用者数が多い団体で3年後の継続見通しについて継続が可能と回答する傾向がみられた。利用者数が増加すると対価収入の増加にともない、輸送サービスの継続可能性が高まることが考えられると推測される。
- 〇許可又は登録を要しない運送では、組織形態に着目すると地域内の助け合い等の活動として組織されている割合が多いことが考えられ、利用者数に着目すると小規模に活動する団体がサービスを提供している割合が多いことが考えられる。利用者数が多い団体で3年後の見通しについて継続が困難と回答する団体の割合が高い。
- 〇許可又は登録を要しない運送を行う団体が、許可又は登録を要しない運送にした理由は「ボランティア精神で始めたため」と回答する団体が7割以上である。一方、「自家用有償旅客運送の制度を知らなかった」と回答する団体も約5%存在する。自家用有償旅客運送の制度の周知を充実させることも考えられる。

※ 公共交通空白地有償運送

バス・タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO 法人等が行う地域内の住民等を対象とする自家用有償旅客運送。

※ 福祉有償運送

バス・タクシー等の公共交通機関によっては要介護者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO 法人等が行う要介護者等を対象とする自家用有償旅客運送。